

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和 7 年 2 月 26 日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和7年2月26日（水曜日）

午前9時58分開議

午前11時34分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

出席委員（8人）

委員長 西山 宗孝
副委員長 城戸 淳
委員 城下 広作
委員 鎌田 聡
委員 吉永 和世
委員 高木 健次
委員 河津 修司
委員 立山 大二郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之
政策審議監 清田 克弘
環境局長 鈴 和幸
県民生活局長 中川 博文
環境政策課長 木原 徹

水俣病保健課長 山本 智勇

水俣病審査課長 佐藤 豊

首席審議員

兼環境立県推進課長 原田 義隆

政策監 若杉 誠

環境保全課長 廣畑 昌章

首席審議員

兼自然保護課長 蓑田 公彦

循環社会推進課長 村岡 俊彦

くらしの安全推進課長 岸森 法夫

消費生活課長 三角 登志美

男女参画・協働推進課長 板橋 麻里

人権同和政策課長 早田 吉秀

商工労働部

部長 上田 哲也

政策審議監

兼商工雇用創生局長 佐崎 一晴

産業振興局長 野中 眞治

商工政策課長 大村 克行

商工振興金融課長 田浦 貴久

労働雇用創生課長 時田 一弘

産業支援課長 荒木 貴志

エネルギー政策課長 吉澤 和宏

企業立地課長 山田 純子

販路拡大ビジネス課長 宮崎 公一

観光文化部

部長 倉光 麻里子

政策審議監 脇 俊也

観光文化政策課長 佐方 美紀

観光振興課長 浦本 雄介

スポーツ交流企画課長 永田 清道

企業局

局長 深川 元樹

総務経営課長 馬場 幸一

工務課長 福本 政洋

労働委員会事務局

局長 木村 和子

審査調整課長 守屋 芳裕

事務局職員出席者

議事課主幹 松 永 築
政務調査課課長補佐 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 おはようございます。

環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1件でございます。

委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

令和6年度2月補正予算総括表になります。

左から3列目、補正額(B)の下から3つ目、一般会計合計欄のとおり、3億7,000万円余の減額補正をお願いしております。

増額補正の主なものとしましては、国の経済対策に対応した水俣病関連情報発信支援事業や国立公園満喫プロジェクト推進事業等によるものでございます。また、事業費確定に伴う国庫支出金返納金もございます。

減額補正では、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額や

水道施設整備事業の補助対象事業費が所要見込額を下回ったこと等による減額でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和6年度の予算総額は、最下段、総合計の左から4列目にありますとおり、172億4,600万円余となります。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公害対策費について、624万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、環境政策課の職員給与として、28万円余の減額を計上しております。

職員給与は、前年度に在籍していた職員の給与を基に当初予算を編成しておりましたので、今年度の職員給与に合わせて補正するものです。

なお、職員給与の補正につきましては、各課も同様でございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。

次に、その下、2、公害対策促進費の地下水保全対策特別事業では、昨年12月に運用を開始した地下水位のリアルタイム配信システム構築に係る経費の所要見込額の減、349万円の減額を計上しております。

3、環境立県推進費の水銀フリー推進事業については、水銀を使用しない水銀フリー社会の実現に向けた取組に係る経費の所要見込額の減、247万円余の減額を計上しております。

す。

環境政策課は以上です。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

3ページをお願いいたします。

2段目、公害保健費については、5億200万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄1、公害被害者救済対策費の(2)水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病資料館の収蔵庫増設工事を実施する水俣市に対して補助するものですが、国の経済対策として、国庫補助金の予算化に伴い、本県でも関連事業費を予算化するものです。

3、水俣病総合対策事業費の(1)水俣病総合対策等事業の減額は、療養費等の見込額が対象者数の減などにより予算額を下回ることによるものです。

4ページをお願いいたします。

(2)胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、社会福祉法人の事業計画変更等に伴う執行見込額の減によるものです。

なお、事業全体としては減額となっておりますが、物価高騰の影響を受ける水俣病関係事業者への支援に要する経費42万円余の増額が、経済対策分として一部含まれております。

(3)水俣病総合対策費等扶助費の減額は、療養費等の見込額が対象者数の減などにより予算額を下回ることによるものです。

4、国庫支出金返納金の増額は、概算で受け入れていた令和5年度の国庫補助金の確定等に伴い、余剰金を国に返納するもので、医療事業における対象者数の減が主な要因でございます。

5ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定で1億1,000万円余をお願いしております。

このうち、胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は物価高騰対策として、水

俣病関連情報発信支援事業は水俣病資料館収蔵庫増設として、先ほど御説明のとおり、国の経済対策に伴うものであり、いずれも年度内に完了しない見込みがあるため、設定をするものでございます。

水俣病関連情報発信事業については、百間排水口樋門扉の新調に当たり、地元関係者との調整に不測の日数を要し、年度内に事業が完了しない可能性があるため、設定をお願いするものです。

6ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託業務として、11月定例会で設定いただいた分に7,400万円余を加えた9,500万円余をお願いしております。

これは、相談窓口等の業務を委託するものですが、年度当初からの実施に向け、今年度中に契約を締結する必要があることから、水俣病審査課分の事業を含め設定するものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

7ページをお願いします。

2段目、公害保健費ですが、2,500万円余の減額補正をお願いします。

説明欄の公害被害者救済対策費ですが、(1)の公害健康被害認定審査会は、年度内の開催状況等を踏まえ、(2)の水俣病認定検診費は、年度内の検診等の実施見込みを踏まえ、また、(3)の争訟対策費は、裁判や行政不服審査に係る年度内の審理日程等を踏まえてのそれぞれ所要見込額の減でございます。

水俣病審査課は以上です。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

主なものを説明します。

8ページをお願いします。

2段目の計画調査費につきまして、説明欄の(1)の水資源調査調整事業の減は、水需給調査に関する事務費が見込みを下回ったことによるものです。

(2)熊本地域地下水保全協働推進事業の増は、公益財団法人くまもと地下水財団への負担金の所要見込額が当初を上回ったことによるものです。

次に、3段目の公害対策費でございます。

説明欄の2、環境政策推進費の(1)環境センター運営事業の減は、公用車購入に係る入札残などによるものです。

9ページをお願いします。

1段目の説明欄3の地下水保全対策費につきましては、浸透性調整池の整備に係る調査委託費が見込みより少なかったことなどによる減でございます。

4の環境立県推進費の2つ飛びまして、(3)2050くまもとゼロカーボン推進事業は、初期投資ゼロモデルによる県有施設への再エネ設備導入に伴い、予定しておりました既存設備の改修が不要となったため、減額するものでございます。

(4)市町村派遣職員人件費負担金は、南関町からの派遣職員の人件費に対する負担金でございます。

10ページをお願いします。

工業用水道事業会計等繰出金でございます。

説明欄の工業用水道事業会計等繰出金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用に伴い、繰出金を増額するものでございます。

11ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

1段目の地球温暖化防止活動推進事業は、地球温暖化防止活動推進センターに県が委託する普及啓発活動を年度当初から速やかに開始するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

2段目の地球温暖化対策基礎調査業務は、来年度策定を予定しております次期地球温暖化対策計画に関する基礎調査等を年度当初から速やかに開始するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

環境立県推進課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

12ページをお願いいたします。

1段目の公害対策費でございますが、総額157万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の環境政策推進費におきまして、1,017万円余の減額を計上しておりますが、(1)環境影響評価審査費は、環境アセスメントの審査件数が当初見込みより少なかったこと、また、(2)流水型ダム環境影響評価審査費は、昨年11月に川辺川の流水型ダムに係る環境アセスメント手続が完了したことに伴う減でございます。

次に、上から2段目、公害規制費でございますが、6,729万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の公害防止指導費におきまして、362万円の減額を計上しておりますが、このうち、(3)水質汚濁規制費は、保健所の公用車更新に係る入札残に伴う減でございます。

なお、財源更正は、国支出金から地方債への更正200万円でございます。

13ページをお願いいたします。

右側の説明欄を御覧ください。

2の公害監視調査費におきまして、6,367万円余の減額を計上しておりますが、このうち、(2)環境放射能水準調査は、原子力規制庁の予算削減による検出機器更新の見送りに伴う減、また、(6)大気環境測定機器更新事業は、光化学オキシダント測定機器等の購入

に係る入札残に伴う減でございます。

14ページをお願いいたします。

右側の説明欄を御覧ください。

(11)規制外の化学物質・有機フッ素化合物等モニタリング事業は、専門家で構成する環境モニタリング委員会の検証を踏まえ、必要に応じて実施することとしていた工場排ガス調査経費を計上しておりましたが、J A S Mの本格稼働が昨年12月となり、モニタリング委員会の開催を年度末をめどに調整することになったことに伴う減でございます。

次に、2段目の環境整備費でございますが、5億1,083万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の上水道費におきまして、5億1,245万円余の減額を計上しておりますが、このうち、(1)水道施設整備事業は、県の間接補助を予定していた事業が国の直接補助に変更されたことによる補助対象事業費の減に伴う減でございます。

15ページをお願いいたします。

2の国庫支出金返納金におきまして、161万円余の減額を計上しておりますが、これは、市町村が実施する水道施設整備の国庫補助事業に係る令和5年度事業費分の消費税に係る仕入れ控除税額の国への返納に伴う増でございます。

16ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

大気汚染監視業務に係る分析業務委託の限度額につきまして、PM2.5成分分析業務委託の追加に伴う302万円余への増額をお願いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

17ページをお願いします。

鳥獣保護費でございますが、420万円余の

減額を計上しております。

右側説明の欄、2の(1)特定鳥獣適正管理事業200万円の減額につきましては、銃猟者技術研修に係る経費の縮減による所要見込額の減によるものでございます。

次に、2段目の自然保護費でございますが、610万円の減額を計上しております。

右側説明欄1の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業の250万円の減額につきましては、国庫内示減に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。

観光費でございますが、1億4,250万円余の減額を計上しております。

右側説明欄2、(1)自然公園等施設リニューアル事業につきましては、矢部周辺県立自然公園内の再整備に係る期間の延長に伴い、県管理の公衆トイレの撤去の時期を見直したことによる300万円余の減額と、阿蘇山土地区におきまして、国の経済対策に伴うトイレトレーラーの設置に要する経費3,000万円の増額を合算した額となります。

(2)国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業につきましては、国庫内示減に伴い、九州自然歩道の改修工事2か所において、実施の見送りや事業内容の見直しを行うものでございます。

また、(3)国立公園満喫プロジェクト推進事業の減額につきましても、国庫内示減に伴うものでございます。

その内訳は、阿蘇くじゅう国立公園5か所、雲仙天草国立公園5か所について、実施の見送りや事業間の調整を行うものでございます。

この減額に伴い、実施を見送った箇所につきましては、一部内容を見直した上で、令和7年度予算において、国に対し、再度要望を行うこととしております。

さらに、(4)国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和6年国経済対策分につきましては、国の経済対策を活用し、菊池溪谷園地に

おける落石対策を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、観光費を計上しております。

これは、先ほど説明しました令和6年経済対策分でございますが、仕様等の検討や関係機関との調整、工事に係る調査、測量等に日数を要することから、繰越しを計上するものでございます。

自然保護課、以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の20ページをお願いします。

資料1段目の公害対策費につきまして、1,360万円余の減額補正をお願いしております。

減額の内訳につきましては、右側の説明欄に記載のとおり、1の職員給与費のほか、2の環境立県推進費のうち、バイオマス利活用推進事業に関し、補助金所要額の減によるものです。

次に、2段目の環境整備費につきましては、566万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、右側の説明欄を御覧ください。

まず、1の一般廃棄物等対策費につきまして、213万円の減額補正をお願いしております。

これは、災害廃棄物処理支援事業の訓練委託費の所要見込額の減でございます。

次に、2の産業廃棄物対策費につきまして、(1)産業廃棄物適正処理対策費、(2)PCB廃棄物処理対策事業、(3)リサイクル製品等利用促進事業は、委託料等の所要額の減によるもので、合わせて1,442万円余の減額補正をお願いしております。

次に、3の産業廃棄物等特別対策事業費につきましては、99万円の減額補正をお願いし

ております。

これは、廃棄物実態調査委託費の所要額の減でございます。

21ページを御覧ください。

続いて、4の産業廃棄物税基金積立金につきましては、基金使途事業の執行残額等を積み立てるため、553万円の増額補正をお願いしております。

最後に、5の国庫支出金返納金でございますが、635万円余の増額補正をお願いしております。

これは、海岸漂着物等地域対策推進事業国庫返納金として、令和5年度に実施いたしました海岸漂着物等対策推進事業において、交付額が確定し、漂着物の量が見込みより少なかったこと等による執行残を返納するものでございます。

22ページを御覧ください。

債務負担行為の追加2件でございます。

1段目の産業廃棄物適正処理対策業務は、廃棄物処理に係る法律相談業務として、弁護士との顧問契約に要する経費でございます。

2段目のエコアくまもと環境教育推進事業は、エコアくまもとにおける環境教育の実施委託に要する経費でございます。

いずれも年度当初からの契約が必要となるため、66万円と1,427万円余を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

23ページをお願いします。

上から2段目の諸費ですが、500万円余の減額補正をお願いしております。

これは、犯罪被害者見舞金の給付実績や講演会開催に係る使用料が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

最下段の青少年育成費ですが、55万円の減

額補正をお願いしております。

青少年育成費のうち、グローバルジュニアドリーム事業、これは、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通して、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものですが、旅行手配に係る業務委託の入札残等による減額です。

24ページをお願いします。

農業総務費ですが、23万円余の減額補正をお願いしております。

これは、地域食品振興対策費のうち、食の安全安心確保対策事業の県民会議開催に係る使用料などの所要額が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

25ページをお願いします。

債務負担行為の追加2件です。

まず、性暴力被害者サポートセンター運営業務は、性暴力被害に遭われた方々からの相談等に対応するもので、公益社団法人熊本被害者支援センターに委託しております。年度替わりでも切れ目なく相談支援を実施することができるよう、2,510万円余の債務負担行為をお願いしております。

2段目の犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務は、同じく熊本被害者支援センターに委託しており、81万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

26ページをお願いします。

消費者行政推進費でございますが、1,100万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

2、消費者行政推進費、(1)地方消費者行政推進事業は、市町村への支援に要する経費でございます。

(2)の消費者自立のための生活再生総合支援事業は、生活再生の支援が必要な方に対する

支援を行うものでございます。

いずれも所要見込額の減によるものでございます。

3、消費生活センター費は、県消費生活センターの相談啓発事業に要する経費で、相談員の人件費など、所要見込額の減によるものでございます。

27ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者問題解決力強化事業は、県消費生活センターの相談に対して、法律専門家からの助言を受けるとともに、消費者教育の出前講座を実施するものでございます。

下段の消費者生活再生総合支援事業は、生活再生の支援が必要な方に対する支援を行うものでございます。

いずれの事業も、年度替わりでも切れ目なく対応できるように、債務負担行為をお願いしております。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

28ページをお願いいたします。

2段目の諸費ですが、説明欄の社会参加活動推進費は、県民との協働推進事業において、ふるさと納税の仕組みを使ったNPO法人等への支援で、ふるさと熊本応援寄附金の制度を設けておりますが、交付額の決定に伴い、15万円余の減額をお願いしております。

3段目の社会福祉総務費ですが、説明欄2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業のうち、施設の維持管理費用として、LED照明器具の更新等を行いました。が、所要見込額の減として164万円余の減額をお願いしております。

次の3、男女共同参画推進事業費です。

(1)の男女共同参画社会形成促進事業は、今年度実施いたしました男女共同参画に関する県民意識調査に係る入札残と(2)のくまも

との女性活躍促進事業における国の交付金の内示額の減に伴いまして、合わせて480万円余の減額をお願いしております。

説明は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課です。

29ページをお願いします。

まず、上段の諸費です。1,161万円余の減額補正をお願いしています。

右の説明欄をお願いします。

人権啓発推進費につきまして、(1)人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費です。

(2)広報・啓発事業は、当課が行います広報啓発事業に要する経費です。

ともに国庫内示減に伴う減です。

次に、下段の社会福祉総務費です。750万円余の減額補正をお願いしています。

右の説明欄をお願いします。

2、地方改善事業費は、市町村が設置運営する隣保館の事業を支援する経費で、国庫内示減に伴う減です。

30ページをお願いします。

318万5,000円の債務負担行為をお願いしております。

人権啓発業務、具体的には、プロバスケットチームの熊本ヴォルターズと連携、協力した人権啓発のための業務委託であり、年度当初から実施するため、債務負担行為をお願いするものです。

人権同和政策課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案等の説明に先立ちまして、県内の景気等の情勢について、商工労働部の取組の概略を申し上げます。

初めに、2月6日に公表されました日銀の金融経済概観では、個人消費が緩やかに回復していることやインバウンド客の増加などから県内の景気は回復しているとした昨年4月の公表時以来、判断が据え置かれています。

一方で、製造業、非製造業ともに景況感が弱まることが予測されるなど、引き続き今後の景気の動向を注視する必要があると考えているところでございます。

次に、当部における最近の動きについてです。

昨年末、J A S M第1工場での量産が開始され、良好なスタートを切ったと伺っております。

今後、第2工場の建設も予定されており、熊本において、先端半導体の安定生産が見込まれています。

引き続き、国内の半導体供給の強靱化に貢献できるよう努めてまいります。

このように、半導体関連産業の集積が進む中、令和5年度に国の脱炭素先行地域に選定された阿蘇くまもと空港周辺地域での脱炭素化を進めるため、先月、県も出資をし、くまもと地域みらいエネルギー株式会社を設立いたしました。令和7年度から再エネ電力の供給を開始する予定でございます。

熊本では、再エネ100%を目指した企業活動が可能という将来の脱炭素社会を見据えた環境づくりに取り組み、県全体、さらには、九州、全国の脱炭素のモデルとなることを目指してまいります。

また、台湾との交流においては、先日、玉山フィナンシャルホールディングと包括連携協定を締結いたしました。傘下の玉山銀行は、台湾の中小企業向け融資でトップシェアを誇っており、昨年10月には熊本に出張所を開設され、台湾企業の熊本進出の支援などを

行われています。

今回の協定に基づき、経済だけでなく、地域振興や観光など幅広い分野で本県と台湾との交流がより一層深められるよう、連携して取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

説明資料31ページをお願いいたします。

令和6年度2月補正では、補正額(B)の欄の下段にございますとおり、総額11億9,000万円余の減額補正をお願いしております。

内訳は、一般会計で2,500万円余の増額補正、特別会計で12億1,600万円余の減額補正でございます。

一般会計の補正の主な内容としましては、各事業の所要見込額の減額がある一方で、国の経済対策に係る予算も提案しております。

物価高騰対策として、LPガス及び特別高压電力利用事業者への支援をはじめ、トラック運送事業者の人材確保や燃料費負担の軽減に向けたエコタイヤ導入に対する支援のほか、創業や事業承継、DXに取り組む事業者への支援がございます。

このほか、繰越明許費が20件、債務負担行為の追加、変更が16件ございます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○大村商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の32ページをお願いします。

1段目の計画調査費の説明欄1、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、県内企業に就職する若者への奨学金返還

などを支援する経費ですが、支援人数の確定に伴う所要見込みの減により減額するものでございます。

2、奨学金返還支援基金積立金は、1、奨学金返還等サポート事業の支援人数確定に伴い、奨学金返還支援の原資となる参加企業からの寄附金等の所要見込みが減になったことにより減額するものでございます。

2段目の職業訓練総務費の半導体研修受講支援事業は、民間における半導体研修受講等の経費を支援する市町村に対し補助する事業ですが、今年度、事業を実施する水俣市の所要見込額に合わせて減額するものでございます。

3段目の商業総務費の説明欄2の「くまもと産業復興エキスポ」開催経費は、先週、グランメッセ熊本にて開催しました県主催のイベントに関する経費ですが、出展する企業等からの出展料収入が、当初の見込額より増えたことに伴い、主に委託料を減額するものでございます。

33ページの中小企業振興費の説明欄1の(1)トラック物流燃費向上支援事業は、貨物運送事業者の燃費向上のためのエコタイヤ導入の補助に要するものでございます。

(2)トラック物流人材確保支援事業は、トラックドライバーの人材確保の取組に対する支援を行うものでございます。

2の(1)商工会商工会議所・商工会連合会補助は、商工会及び商工会議所などに対する人件費について、所要見込額の増及び国の重点交付金活用に伴い、財源更正を行うものでございます。

(2)台湾経済交流促進事業は、商工団体による台湾との経済交流の取組を支援するものでございます。

34ページをお願いいたします。

1段目の大阪事務所費、2段目の福岡事務所費の管理運営費は、市町村からの派遣職員人件費に対する負担金として増額補正をお願い

いしております。

35ページの繰越明許費については、いずれも昨年末の国の経済対策を受け、今回の2月補正予算で計上している事業であることから、年度内の執行が困難であるため、繰越しの設定をお願いするものです。

36ページをお願いします。

債務負担行為について、いずれも来年度当初からの契約が必要なため、債務負担の設定をお願いするものです。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

37ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてですが、商業総務費の説明欄1の(1)商店街等売上回復支援事業は、商店街等が実施するプレミアム付商品券発行などの売上げ回復に資する取組に対して補助を行うものでございます。

また、(2)のこどもキラキラ商店街支援事業は、こどもまんなか熊本の実現と地域の顔である商店街の維持発展を図るため、商店街を活用した子供主体の体験活動や空き店舗等を活用した子育て支援の取組等に対しまして補助を行うものでございます。

2の国庫支出金返納金は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金で取得した財産の処分等に伴う事業者からの返還金のうち、国庫に係る分を国へ返還するものでございます。

続きまして、中小企業振興費の説明欄2の中小企業金融総合支援事業は、ゼロゼロ融資の繰上償還が進んだことにより、利子補給等の実績が予算額を下回ったために減額を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。

3の(3)中小企業者事業再生等支援事業は、県内中小企業者が経営改善に向けた計画を策定するため、国の補助事業を活用する際

の自己負担分に対して補助を行うものでございます。

(4)事業承継・後継ぎ支援事業は、円滑な事業承継のため、事業の引継ぎ準備、後継者の育成、引継ぎ後の経営革新等の取組に対して補助を行うものでございます。

(5)サステナブル地域経済創出支援事業は、持続可能な地域経済の確立のため、商工団体や市町村等が連携して行う事業承継や創業等の取組に対して補助を行うものでございます。

39ページをお願いいたします。

4の(2)中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業は、昨年度予算化いたしました中小企業者生産性向上緊急支援事業の後継事業でありまして、経営基盤の強化、売上げ向上による持続的な賃上げ等を実現するため、国や県の補助事業を活用して生産性向上に取り組む中小・小規模事業者に対して補助を行うものでございます。

下段の商工施設災害復旧費の(2)なりわい再建支援事業は、公共事業の影響等により、これまで事業に着手できていない事業者や事業が完了していない事業者に対応するため、国の補正予算を踏まえまして、今回予算を計上するものでございます。

40ページをお願いいたします。

40ページから41ページは、中小企業振興資金特別会計でございます。

40ページ、上段の元金、中段の利子、下段の延滞違約金につきましては、中小企業基盤整備機構への償還金で、本年度の償還実績に応じて補正を行うものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段が商工費で、下段が災害復旧費となっておりますが、いずれの事業も、今回の2月補正予算に計上し、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、43ページが債務負担行為でございます。

なりわい再建支援利子助成は、なりわい再建支援補助金の自己負担分について、金融機関から借入れを行った場合、利子を助成するものでございます。

44ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の債務負担行為でございます。

貸付償還台帳管理システムの保守業務につきまして、4月から業務を実施する必要があるため、債務を設定するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料45ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費の説明欄2、職業能力開発業務運営指導費の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、県立高等技術専門校の建物の再整備に要する経費で、工事の入札残等による所要見込額の減及び令和6年度に着工予定でございました自動車車体整備科実習棟の着工が令和7年度になったことに伴い、減額を行うものでございます。

46ページをお願いいたします。

職業能力開発校費の説明欄の3、職業能力開発事業費の(4)離職者訓練事業は、厚生労働省からの委託を受けまして、民間事業者に再委託し、離職者の方の職業訓練を行う事業で、受講者数が計画数を下回ったことに伴い、訓練事業費の減額を行うものでございます。

47ページをお願いいたします。

技術短期大学校費の説明欄の(1)技術短期大学校管理運営費は、技術短期大学校の施設整備に係ります国庫内示減等により減額を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

障害者就業・生活支援センター運營業務のほか、合計4つの事業を計上しておりますが、いずれも4月の年度当初から各種の相談事業の事業を行うための委託契約を今年度内に行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

49ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

しごと相談・支援センター関係業務でございますが、水道町にありますハローワークと一体となったワンストップサービス、求職者等に対します就労支援のためのキャリアカウンセリングや生活相談に対する相談窓口を設置しておりますが、この事業につきましても、4月の年度当初から、生活相談について債務負担行為の変更を行うものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○荒木産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の50ページをお願いします。

まず、表2段目の工鉦業総務費でございます。

2の国庫支出金返納金ですが、地域未来投資促進事業補助金の令和2年度の交付決定分につきまして、補助事業者の破産に伴い、国庫返納が必要になったことから、補助事業者が補助金により取得した財産の売却見込額を基に算定しました返納金の国庫相当額10万9,000円を計上しているところでございます。

表3段目の工鉦業振興費でございます。

(1)地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設に対して助成を行うものですが、補助金交付予定企業の中に、今年度中には補助対象要件を満たさず、補助金が交付できない企業が出たことにより、2億9,930万円余を減額するものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

(8)半導体産学官連携推進事業は、内閣府の交付金を活用し、新産業創出に向けた研究開発などへの補助を行うものです。

大学との共同研究プロジェクト補助金の活用を予定していた企業が事業費の全部または一部を自己資金に切り替えたこと、大学や企業等における研究機器のメンテナンス費用が想定よりも低かったことなどにより、補助金の執行が抑えられた結果、1億6,000万円を減額するものでございます。

その下の(9)製造業DX推進臨時補助事業は、物価高騰により影響を受けた県内製造事業者が行う生産性向上等を目的としたデジタル機器等の導入への助成に要する経費でございます。国の重点支援交付金が繰越し可能であることを踏まえまして、前倒しで1億698万円を計上しているものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。

表2段目の産業技術センター費です。

3、試験研究費の新規外部資金活用事業(特別支援事業)につきましては、国立研究開発法人科学技術振興機構からの委託金等を財源に試験研究を行うものですが、受託事業の採択件数が当初見込みよりも減少したことから、1億3,548万円余を減額するものでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

製造業DX推進臨時補助事業につきましては、51ページで御説明しましたとおり、国の重点支援交付金が繰越し可能でありますため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、地域未来投資促進事業ですが、食品加工場の新築等を行う事業者への補助を予定しておりますが、建設予定箇所の地盤の強度不足が判明し、地盤改良の追加工事が必要となり、年度内の補助事業完了が困難な状況と

なったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

55ページの債務負担行為の追加でございますけれども、いずれも年度当初から業務委託を行う必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

資料の56ページをお願いいたします。

1段目説明欄、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業です。

これは、八代市の施設の石油貯蔵量が国が定める基準を下回り、交付金の対象外となるため、減額するものです。

次に、3段目の(1)熊本県総合エネルギー計画推進事業の財源更正は、企業版ふるさと納税の充当でございます。

(2)RE100電力供給・利用促進事業の約4億円の減額については、脱炭素先行地域における発電事業者等に対する交付金の減額補正を行うものです。

補助対象事業者において、事業精査等に時間を要し、事業の着手が令和7年度以降になるため、減額補正するもので、事業進捗に合わせまして、改めて7年度以降の予算で計上させていただく予定です。

(3)エネルギー価格高騰対策緊急支援事業です。

これは、LPガス利用事業者と特別高圧電力利用事業者に助成を行う事業で、13億5,800万円余を計上しています。

総合経済対策等により、国が都市ガスや低圧、高圧の電気の支援を実施されましたが、LPガスや特別高圧の電気を利用する事業者は、国の支援の対象とされておりません。昨年度に引き続きまして、国の重点支援地方交付金を活用し、国の支援の対象外となっているこれらの事業者を支援するものです。

助成対象期間及び額については、ガス、電気いずれも国の支援に準じて行います。

57ページの採石指導取締・採石業等育成増進事業は、委託費等の執行残でございます。

58ページをお願いいたします。

繰越明許費についてです。2項目でございます。

R E 100電力供給・利用促進事業は、脱炭素先行地域における発電設備等に対する交付金について、事業の完了が令和7年度中になると見込まれるもの、約1億5,000万円を繰り越すものでございます。

エネルギー価格高騰対策緊急支援事業は、L Pガス及び特別高压の電気の使用実績を確認する必要があると思いますが、これが令和7年4月以降に行う必要がありますので、約13億6,000万円の事業費全額を繰り越すものでございます。

エネルギー政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

59ページをお願いいたします。

工鉦業総務費の右側の説明欄を御覧ください。

2の(1)企業立地促進費補助は、誘致企業による事業所等の新設、増設に対する補助ですが、企業の操業開始が令和7年度以降に延期になったことや補助要件の未達に伴い、8億8,142万円余を減額するものです。

次に、2の(3)国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港、八代港におけるコンテナ取扱量の見込みを踏まえ、所要見込額が減となったことから、1,213万円余を減額するものでございます。

60ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計です。

1段目の説明欄、用地分譲関係費を御覧ください。

城南工業団地管理事業につきまして、のり面对策工事等の施工内容の見直しにより、所要見込額が減となったことから、4,989万円を減額するものです。

3段目の工業団地整備事業費を御覧ください。

新規県営工業団地・合志市事業区の用地取得費を計上しておりましたが、適地選定に時間を要し、年度内に用地選定が困難となったことから、11億7,597万円余を減額するものでございます。

61ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計につきまして、新規県営工業団地菊池市事業区の造成工事について、工事着手までに不測の日数を要したこと及び八代市事業区につきまして、事業地区内の調査設計等に時間を要することにより、13億1,368万円余の繰越し設定をお願いするものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

62ページをお願いいたします。

農業総務費の説明欄1、農産物流通総合対策費の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業は、食品産業の輸出向けH A C C P等への対応に必要な施設整備に対して助成を行う全額国庫補助の事業です。採択や事業費が見込みを下回ったことにより減額するものです。

2のブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業については、海外市場のニーズ等に応じた生産・加工体制の構築など、輸出産地づくりを支援する全額国庫補助の事業が令和6年度から国直轄事業に変更されたことにより減額するものです。

(2)G F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、海外の規制等に対応した

輸出産地形成に取り組む団体に対して助成を行う全額国庫補助の事業です。国からの内示が見込みを下回ったことにより減額するものです。

63ページをお願いいたします。

商業総務費の説明欄2、物産振興費の(2)から(4)については、いずれも物価高騰などの影響を受ける事業者を支援するための国の経済対策予算を活用するものです。

(2)食のみやこくまもと県産品ブラッシュアップ支援事業は、物産振興協会が行う県内事業者の経営力向上に向けた商品の高付加価値化や首都圏等への消費拡大の取組への助成に要する経費です。

(3)くまもと県産品消費拡大事業は、県内事業者のための販路拡大や消費喚起などの取組への助成に要する経費です。

(4)くまもと県産酒消費喚起強化事業は、酒造事業者が行う商品の販路拡大や高付加価値化などへの取組への助成に要する経費です。

64ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

補正予算で説明いたしました4事業につきまして、今年度から来年度にかけて実施することから繰越し設定をお願いするものです。

また、商工費の産業展示場施設改修事業は、産業展示場グランメッセ熊本の駐車場補修工事に要する経費で、工事施工に不測の日数を要するおそれがあるため、繰越しの設定をお願いするものです。

65ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

熊本県物産館の店舗等の賃借料、大阪での販路拡大やPRを行う専門スタッフに係る経費について、いずれも4月の年度当初から業務遂行が必要な事項について債務負担行為の設定をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

倉光観光文化部長。

○倉光観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

本県の観光客数は、直近の観光庁統計によると、インバウンドが好調であり、昨年1月から11月末までの外国人延べ宿泊者数は129万4,000人と、過去最多を更新しています。特に、台湾からの来訪者が増加しており、月平均で3万人以上の方が本県を訪れている状況です。

国際線の新規就航や運航再開も相次いでおり、2月の台湾・高雄線の再就航を含めると、過去最多となる5路線、週43便となり、今後もさらにインバウンド客は増加するものと見込んでいます。

こうした動きを追い風にしながら、物価高騰等の影響を受ける観光関連事業者の支援にもしっかりと取り組んでまいります。

引き続き、国内外からの誘客を積極的に行うとともに、観光の高度化、高付加価値化を進め、観光産業が潤い、持続可能な観光地域となるよう施策を進めてまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

資料66ページをお開きください。

令和6年度2月補正予算では、総額で541万円余の減額補正をお願いしております。

所要見込額の減に伴う事業費減のほか、主なものとしては、国の経済対策を活用し、観光事業者等に対する専門家による伴走支援を行うとともに、地域の面的DX化や課題解決に必要な受入れ環境整備への支援に要する経費を計上しています。また、インバウンド向

けに、歴史・文化資源等を活用した高付加価値の旅行商品の造成に要する経費を計上しています。

あわせて、明許繰越しの設定を5件、債務負担行為の追加を3件お願いしています。

詳細については、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

67ページをお願いします。

中段の県立劇場費は、熊本県立劇場のピアノ購入費について、ガバメントクラウドファンディングを活用して募集した寄附金を財源に充てることによる財源更正です。

下段の伝統工芸振興費は、所要見込額の減に伴う減額補正です。

68ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

県立劇場施設整備費は、熊本県立劇場の大道具搬入口シャッターの更新に要する経費です。設計変更など不測の日数を要するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

また、博物館関係資料収集等事業は、博物館ネットワークセンター内のエレベーター修理に要する経費です。資材不足により、部品の年度内調達が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

69ページをお願いします。

2の観光客誘致対策費、(2)のインバウンド誘致推進事業は、国庫10分の10の官公庁補助事業の特別な体験等によるインバウンドの

消費の拡大・質向上推進事業が不採択となったことに伴い、減額するものでございます。

70ページをお願いします。

(9)の地域連携型観光地域づくり緊急支援事業は、稼げる観光地域づくりを推進するため、高付加価値化や生産性向上、観光客の受入れ環境整備などに一体となって取り組む地域に対しまして、専門家により伴走支援やDX推進、省力化などを支援するものでございます。

次の(10)地方誘客促進によるインバウンド拡大事業は、本県の歴史・文化資源等を活用しました旅行商品を造成し、販路開拓や情報発信による販売体制の構築を行い、県内のさらなる誘客強化に取り組むものです。

(11)のイベント等需要喚起緊急支援事業は、交流人口拡大や地域経済への波及効果が期待されるスポーツ、コンサート等のイベント開催などを支援する経費です。

71ページをお願いします。

4の国庫支出金返納金でございます。

これは、豪雨被災地域観光復興応援事業の交付額再確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に係る国庫支出金返納金でございます。

続きまして、72ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

先ほど御説明いたしました地域連携型観光地域づくり緊急支援事業など、経済対策分の3つの事業につきまして、来年度にかけまして事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

続きまして、73ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

クルーズ船観光客受入体制強化推進事業につきまして、令和7年度当初からクルーズ船の入港に伴う受入れ業務が発生することから、受入れ業務委託に係る経費について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光振興課は以上です。

○永田スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

74ページをお願いいたします。

中ほどの観光費の2、観光客誘致対策費の(3)熊本県民総合運動公園アクセス改善対策事業の減額は、プレーオフ等の対象となる試合が見込みより少なかったことから、所要見込額から減少したものでございます。

75ページをお願いします。

債務負担行為の追加を2件お願いしております。

どちらも年度当初から執行が必要となる可能性があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

スポーツ交流企画課は以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

深川企業局長。

○深川企業局長 企業局でございます。

それでは、企業局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係としまして、電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業会計につきまして、補正予算をお願いするものでございます。

76ページをお願いいたします。

3事業会計の補正予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計ですが、補正額として、収入総額で6億9,400万円余の増額、支出総額で6億8,500万円余の増額をお願いしております。

主な内容でございますが、3事業会計共通のものとして、職員給与費の所要見込額を踏

まえた補正のほか、主なものとしては、国の経済対策補正予算を活用した新規工業用水道事業に要する費用6億9,300万円や電気事業会計での緑川発電所関係工事費の減などがございます。

このほか、令和7年度当初から執行が必要な業務の債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後総務経営課長が説明しますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

説明資料の77ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入の営業外収益につきましては、児童手当等に係る一般会計からの繰入金が減となっております。

下段の収益的支出における営業費用の5,100万円余の減額は、発電所の長寿命化に係る委託費の減などによるものでございます。

78ページをお願いいたします。

電気事業会計の資本的収支でございます。

下段の資本的支出における建設改良費の1億8,800万円余の減額につきましては、発電所設備等に係る工事費の減によるものでございます。

また、他会計への繰出金のうち、県政貢献として毎年5億円を計上している一般会計繰出金について、2億3,500万円余の増額をお願いしております。

これは、公営企業会計上必要な処理として計上するものであり、5億円を超えて当該額を一般会計に繰り出すものではございません。

経緯を御説明いたします。

当該繰出金の原資は、F I T適用による事業利益を積み立てた地域振興積立金でございますが、リニューアル工事による発電停止が令和4年度まで長引いた影響により、令和5年度の積立金残高が5億円に満たず、2億3,500万円余の不足が生じました。

対応について、公認会計士と協議を行った結果、当該不足額には、当局の余裕資金を充当することで、令和5年度分の繰出額5億円を確保し、当該余裕資金については、事業利益の確保が見込まれる令和6年度において、地域振興積立金に振り替えることといたしました。

この地域振興積立金の振替につきまして、当局予算上、他会計への繰出金として補正計上することが必要であることから、今年度決算による事業利益の確定を踏まえて、今定例会にて補正をお願いするものでございます。

79ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における営業外収益の150万円余の増額は、施設の電気料金高騰に係る国交付金の増などによるものでございます。

80ページをお願いいたします。

工業用水道事業の資本的収支でございます。

下段の資本的支出から御説明いたします。

建設改良費の6億9,300万円の増額は、国の経済対策に伴い計上するものでございまして、有明工業用水道事業の未利用水活用による新規工業用水道事業に要する費用です。

内訳としましては、浄水場建設に係る設計費、管路敷設工事費等でございます。

その財源としまして、上段の資本的収入におきまして、企業債を4億4,100万円、国庫補助金を2億5,200万円計上しております。

81ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における児童手当の確定に伴う一般会計繰入金の減などの補正を行っております。

82ページをお願いいたします。

電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

来年度4月1日から実施する発電所設備等の点検業務などについては、今年度中に契約する必要があることから、それぞれ記載のとおり設定をお願いするものでございます。

83ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の債務負担行為の設定でございます。

工業用水道設備の保守点検業務等につきまして、電気事業会計同様に債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○木村労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております補正予算について御説明いたします。

説明資料85ページをお願いいたします。

上段の委員会費でございますが、294万円余の減額をお願いしています。

右側説明欄を御覧ください。

これは、労使紛争の審査、調整、あっせん等の実績に合わせ、委員報酬の所要見込額を減額するものでございます。

次に、下段の事務局費でございますが、856万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

これは、職員給与費につきまして、現在の職員の配置に応じた所要額を確保するため、

職員給与費を増額補正するものです。

以上、労働委員会といたしましては、最下段の562万円余の増額補正をお願いするものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようお願いします。

それでは、質疑ございませんか。

○鎌田聡委員 12ページの環境保全課の環境影響評価審査費が、所要見込みから減ということで、環境アセスが件数が少なかったということでございますけれども、J A S Mの第1工場が稼働して、第2工場が何か着工見込みがちょっと遅れるような報道はあっておりますけれども、年内ということですね。

これは、アセスの第1工場、それぞれ切り分けたら、面積からすると対象にならないというのは分かりますけれども、第1工場が今稼働し始めて、稼働前から第2工場の建設というのは分かっとして、そこが稼働前であるのなら、事業開始、やっぱり両方合わせて、これは開発というふうにみなすべきじゃないかなというふうに私は考えますけれども、そこはやっぱり切り分けてやられるんですか。25ヘクタールから50ヘクタールにされましたけれども、そういうことになるんでしょうか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございま

す。

ただいまの委員の御質問についてですが、環境アセスメントの対象となる開発事業につきましては、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築のうち、規則で定める規模以上のものということになっております。

このアセスの対象事業で提起する一連につきましては、環境影響評価法の逐条解説では、事業の目的が同一であり、かつ、構想及び決定の時期が同一か否かなどによって総合的に判断されるというふうに示されております。

条例におきましてもこれを踏まえまして、J A S Mの第1工場及び第2工場に係る開発事業を確認しましたところ、事業の目的は確かに同一ではございますけれども、構想及び決定の時期については、第1工場と第2工場とで構想及び決定の時期は異なり、一連性はないというふうに判断しておりまして、切り分けて判断するというふうに考えております。

第1工場につきましては、25ヘクタール未満ということで、その後規則改正しまして、涵養量、開発に伴う涵養の減と取水量ですね、それを合わせた量以上の涵養ができれば、50ヘクタールを対象とするということにしておりますので、第2工場につきましては、50ヘクタール未満ということで、最終的にはアセスの対象でないというふうに判断しております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 同一目的でありながらも、開発時期とか、そういった開発決定時期が異なれば、別事業とみなすと。分からないじゃないですけれども、ただ、もう完全隣接地であって、合わせれば23と、32ですかね、第2が。50超えるわけですね。対象になるんですけれども、時期が若干ずれたらそういうふ

うになってしまうのであれば、第3工場の話はまだ全然分からないんですけども、どんどんどんどん広がっていてもアセスはずっと対象外という考え方になってしまうんですよ。もうそうなるんですかね、やっぱり。

○廣畑環境保全課長 環境アセスメント制度の制度上、そのように判断しております。ただ、事業者としましては、開発面積に伴う涵養減、そして取水量に対する涵養を行うということで、地下水に対する配慮は十分なされているというふうに捉えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 もちろん、その事業ごとのやっぱりそういった企業とのやり取りというのはしっかりやっていただきますし、そういったお答えも出されているということでありませうけれども、ただ、やはりそこそこでやりながらも、環境に与える影響というのは、やっぱり負荷というのは、非常に面積が広がれば大きくなると、これは当然の話でありますから、規則的にそうなっているのであればもう仕方ありませんけれども、今後ちょっとそういったところもやっぱり見ていかないと、どんどんどんどん広がって行って、多くの面積が広がっていったら、それだけの負荷があるわけですから、それがもうアセスの対象にならないということも、ちょっとやっぱり解せない。アセス逃れという言い方はしませんけれども、そういうふうに見られる節もありますので、これは、今後の課題として、私はやっぱり考えていきたいと思いますので、今の状況は分かりました。

○西山宗孝委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○城下広作委員 ちょっと33ページを確認させてください。

新規事業でトラック物流人材確保支援事業とあるんですけども、昨今ドライバーが大変本当に厳しいんですけども、この1,000万で大体どういうことをやってドライバー確保につなげようとするのか、その効果というか、その辺の見込みをちょっと確認したいと思います。

○大村商工政策課長 商工政策課でございます。

もともとこの事業につきましては、民間のシンクタンクが行っている調査で、2030年には、本県のドライバーが39%ぐらい不足するという調査結果も出ておまして、やはり県のトラック協会が実施する人材確保に向けた取組を支援することは重要と考えたことから、まずは制度設計をさせてもらったと。

中身につきましては、県のトラック協会が実施します合同企業説明会、これは県内の各圏域で行ってございますが、そういうものの開催経費の支援、併せて周知ですね。例えば、若者に対する周知、インスタグラムであるとかユーチューブ、こういうものの周知費用の支援、また、新聞とかテレビCMとか、こういうのも打つ予定であると聞いておりますので、こういうのにも使えるような補助事業を行いたいというふうに考えてございます。

以上です。

○城下広作委員 人材確保というのは、あらゆる分野でも大変で、ましてや、この物流問題、2024の問題から非常に大変で、このことが、結果的にいろいろ、市場の単価とか物価高とか、また、逆に物の供給に非常に影響しているということで、大変深刻な問題というのがずっと話題になってるんですね。

だから、この支援をするにしても、しっかり内容を考えていただいて、効果の出るような形で支援をしていかないと、あまり効果がないような形になるとちょっと期待外れにな

りますので、これはずっと内容をお互い連携しながら、効果あるものを知恵を出しながらやっていくということにぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。何かあれば。

○大村商工政策課長 ただいま委員から御指摘がありましたように、県のトラック協会とは意見交換を密にしながら、より効果的な事業を実施していきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○城下広作委員 委員長、続けていいですか。

○西山宗孝委員長 はい。

○城下広作委員 63ページの分で新規事業で、くまもと県産酒の消費喚起強化事業があるんですけども、この理由に、原材料価格の高騰等の影響を受ける酒造事業者の商品の販路拡大や高付加価値化等と書いてあるんですが、これは、原料、今米が高くなって、この米によって、例えば清酒を作るとお金が非常に物価高になると。これは、この内容からすると、米の買い付けに対するとかいうものには補助をするということじゃないんですね、これは。これは、販路拡大とかなんとか書いてあるけれども、原材料に対する分ということになるんですかね。これは使うんですかね。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 ただいまお尋ねありました原料米価格の高騰等ということで、原料米価格も含めて、燃料代でありますとか輸送費とか、様々な部分での物価高騰の影響を受けている酒造事業者に対しまして、当方販路拡大ビジネス課でござimasので、事業者の販路拡大、あるいはプロモーション、そういう販売促進に係るプロモーションでありますとか、そういったものに対する支

援を考えておりまして、そういう原料費に対する支援ということではございません。

○城下広作委員 要するに、そこをちょっと確認したかったんですよ。

要は、米というのは、我々が買う日頃の分にも支援はない。もう高くなっても支援はない。だけど、清酒の場合は、原料が米なんですね。だから、一番影響を受けるんだけど、これはまだ具体的に米の支援なんていうのは考えてませんもんね、まだ政府も。

今からどうするかということは、いわゆる市場に米を出して、とにかく安価になるようにするけど、一方で、業者として困っているのは、酒造メーカーも困っているわけですよ。ただ、この材料に対しての補填というのはまだ考えていないから、販路の部分で協力していこうという考えになるわけですね。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 今回、酒造組合や蔵元に対しまして、今おっしゃったとおり、販路拡大、あと、商品の高付加価値化でありますとか、そういった部分での費用についての支援を考えておりますので、原料ということではございません。

○城下広作委員 原料が上がって、高付加価値化といっても、原料の物、単価が上がるのが一番つらいことであって、その後の高付加価値というのは、経営状況からいくと、材料が上がっていることに対して非常に苦しいという状況が分かると、今後そういう支援も考えないかぬかなと思うけれども、こういう業者だけやって一般の人にはやらないとかになると、これはまた大変な問題になるから、なかなか難しいんですけどね。

恐らく、今我々が買う米の部分の問題もそうなんですけれども、こういう酒造メーカーも、非常に原料の高騰によって厳しい環境にあるだろうなということを想定はしているん

ですけれども、何かしらこういう形で応援するということで、やっぱりしっかりと県産酒という形が落ち込まないように頑張らないかぬということでしょうね。

分かりました。了解でございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 17ページの鳥獣保護費の2番ですが、鳥獣保護対策事業費が所要減ということなんですが、これは私たちの実感からすると、非常に有害鳥獣は増えているという、イノシシにしろ、鹿にしろ、増えていると思っているんですが、これが減となるのは、やっぱり狩猟者が減ってきたということなんですか。お願いします。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

ただいま御質問がありました鳥獣保護対策事業費についてでございますが、これにつきましては、まず(1)番の特定鳥獣適正管理事業というものでございますけれども、これは事業の量が減ったというよりも、実際、協議会に補助をしております、事務の経費が減になりました減少しているというようなことでございまして、決して事業が減ったわけではございませんし、確かに、鳥獣対策としまして、鳥獣の被害が減ったので減額ということよりも、これにつきましては事務の経費が減ったということで減少しております。

(3)番の指定管理鳥獣の補助事業につきましては、これはどうしても国庫の内示が減になりましたものですから、実際、その指定管理鳥獣というのは、県が直接、鹿、イノシシについての捕獲をやっておりますが、これにつきましても事業量の減で、これにつきましては、捕獲頭数が減したということでの調整をしておりますが、決して鳥獣被害が減ったので減したと、減らしたということではない

ということでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 今の説明を聞きますと、捕獲鳥獣が減ったということなんですが、その原因ですよね。私たちの肌感覚からすると、増えているような気がするんですけども、減っているというのはどういうことかなと思いますけれども……。

○蓑田自然保護課長 この事業の中での捕獲頭数が減っておるということでございまして、トータルで、例えば、その有害鳥獣駆除という形での駆除頭数等は増えている状況でございます。

以上でございます。

○河津修司委員 そういう狩猟をするというか、わなをかける人たちが減っているのかなという感じはしてはしますが、そういったことにならないように、しっかりこの辺も補助してやっていただきたいと。何しろ農家というのが、もう本当に中山間は特に鳥獣被害がひどくて、もう作れないというような声をよく聞きますので、その辺はしっかりと対策を打ってほしいなと思っております。

続けていいですか。

○西山宗孝委員長 はい。

○河津修司委員 37ページの商店街等売上回復支援事業というようなことで、これは商店街としてありますけれども、町の商工会が主催というか、そういったことでやるプレミアム商品券は、これは対象にならないということなんですか。どうですか。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

こちらの商店街の売上支援事業と申します

のは、商店街ですとか商店街組織、それと中小企業組合といったところが実施する商品券になってございます。大体、商工会等も、委員御存じのように、商店街等と連携してされているところも多うございますので、そういった商店街と連携して実施していただくという形でやっていただければというふうに考えてございます。

○河津修司委員 小さい町村の商工会なんかは、商店街を持たないところもあるんですよ。そういったところは対象になるのかならないのかというのを聞きたいんですが。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今現在、この事業では、そういったところに対しましては、ある程度、やっぱりそのプレミアム商品券を発行するというのは、それなりの集客ですとか売上げ増というのが、ある程度の規模が見込まれるというところが一つ重要なところかなと考えてございますので、あまりちょっと規模が小さいところというのが、現在、この事業では対象にしていないうところでございます。

○河津修司委員 そこは何とか、そういう小さい商工会といいますか、町村の商工会あたりの事業も拾ってほしいなと思いますが、いかがですか。

○田浦商工振興金融課長 ただいまお話しいただいてございますのが、商店街の売上回復支援事業ということで、商店街をターゲットにした事業でございますけれども、その他、様々な形で、商工会関係、商工会が行う事業に対しても様々な形で支援をしている状況でございます。各商工会で様々な事業をされておりますけれども、それに対する人件費はもちろん、その事業に対する支援、そういった

ことも実際行っているところでございます。

○河津修司委員 しっかりとした支援をお願いしておきます。

○西山宗孝委員長 御要望ということで。ほかにありませんか。

○高木健次委員 同じく37ページですね。

商工振興金融課の今の河津委員に関連すると思うんですけども、新規事業のこどもキラキラ商店街支援事業。

これは、今商店街が空き店舗が非常に多いだろうということで、その利活用も含めた支援事業だと思うんですけども、この辺の事業というのは、商店街のほうからやっぱり出てくる事業であって、そういう希望というのは非常に多いんですかね。

○田浦商工振興金融課長 私ども、商店街に対しまして、毎年実態調査というものを行っております。そういった中で、やはりその空き店舗の活用というところとか、そういったところの御希望というのは出てきているところでございます。そういったことを踏まえまして、また、今回の「こどもまんなか熊本」ということも踏まえまして、今回こういった事業を提案させていただいたというところでございます。

○高木健次委員 国の施策のこどもまんなか事業というのは、非常に大きなこれからの事業だと思うんですけども、やっぱり商店街が疲弊をしているというような状況も非常に含まれていると思うんですよ。そのことからすると、やっぱり主催者というのが、商店街の商店主とか、その辺の関連した事業になると思うんですけども、これについては、非常にやりがいのある仕事かも分からないと。ただ、やってみなければ、またどれだけ

の普及があるか分からないと思うんですけれども、この辺についての見通しはどういうふうに考えていますか。

○田浦商工振興金融課長 今お話しいただきましたそのニーズ等も含めまして、ある程度のニーズというものはあると思ってございます。

それと、今回、この事業では、今高木委員のほうからお話ありました商店街の空き店舗の活用のほかに、商店街に子供たちを呼ぶようなイベントですとか、あと、子供たちを守る防犯対策、そういったことも含めて、トータルで商店街と子供をつなげていこうということでございます。

先ほど、河津委員からもお話ありました、高木委員からもお話ありました、商店街の振興というのは、非常に大切なものと考えてございまして、今回、また商店街の売上回復支援事業に含めまして、こういった形で、こどもキラキラという形で商店街に関する事業は新規で立ち上げたところでございます。

また、現在、広報課のほうと連携をいたしまして、無料で、商店街を応援するといいますか、そういったSNSを活用した事業を、我々、商店街のも無料でやっております。そういった形で、様々な形で商店街を盛り上げて、地域の商店を盛り上げていければと思っています。

○高木健次委員 これは、継続して事業をやって推進していくというような考えもありますよね。

○田浦商工振興金融課長 商店街の支援につきましては、何らかの形でずっと継続していきたいなという思いはございます。

○高木健次委員 はい、分かりました。
以上です。

○西山宗孝委員長 いいですか。
ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、ちょっと教えていただきたいと思います。33ページですね。

商工政策課のトラック物流燃費向上支援で、エコタイヤの導入ということでありますけれども、すみません、私もよくちょっと概要が分からずに、これはどのくらい燃費に対して効果があるのかということと、価格的にどうなのかということと、それを全額補助されるのか。あとは、どのくらいの台数を見込んでいらっしゃるのか、どのくらいこれを今運送業の方が使われているのか、その状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○大村商工政策課長 ただいまお尋ねのありましたトラック物流燃費向上支援事業の事業スキームでございますが、まず、県内に事業所を有する運送事業者、これは軽貨物も含むところでございますけれども、約1,000社を対象にすることを想定してございます。

1台当たりの補助額としましては、1台当たり5万円を上限とすることで考えてございまして、1事業者の上限は、これはトラックの保有台数によって変わってくるということ想定しているんですけれども、10万から20万ぐらいの幅を持たせて補助をしたいというふうに考えてございます。

また、先ほど、燃費効果についてお尋ねだったと思うんですけれども、一般市街地走行で、これはトラック協会の聞き取りでございまして、約4%、高速道路走行で約11%の燃費改善効果が見られるということでございました。

あと、タイヤの寿命でございまして、これは、普通のタイヤと比べまして、走行距離がプラス1万から2万キロぐらいエコタイヤのほうが延びるというふうに伺ってい

るところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 普通のタイヤよりやっぱり高いんですかね。

○大村商工政策課長 普通のタイヤより——すみません、価格がタイヤのメーカーとかによってもちょっと差が出てくるので、一概には言えないんですけども、やはり一般のタイヤよりも高めには出てございますので、その分を補助して、啓発というか、そちらの方向に向かっていくような施策を展開していくということでございます。

○鎌田聡委員 少しでもやっぱり支出を抑えるということで効果があるのならばいいと思いますけれども、一方で、ちょっと見てみたら、やっぱりエコタイヤは、ブレーキの効きが普通のタイヤよりよくないとか、雨の日がちょっと滑りやすいとか、そういったところもデメリットとして出されてますので、そういった安全性の部分も、それはもう十分御存じだと思いますけれども、そういったことも勘案の上、周知とか、その辺の安全対策、そういったところもしっかりと併せて行っていくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 33ページ、商工政策課ですか。

新規事業での台湾経済交流促進事業でございますが、TSMCの進出によって、本県との関係というのが深く大きくなってきている状況でございますが、そういう中で、TSMCの進出波及効果として、ぜひこの事業を積極的にやってほしいなという、そういう思いがあるんですけども、これは、具体的にど

ういった流れで、この団体に対する支援というか、何かそういった形になると思うんですけども、どういった流れで進んでいくのか、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○大村商工政策課長 ただいま御質問をいただきました商工団体台湾経済交流促進事業でございますけれども、もともと経済対策で、令和5年、令和6年と引き続きやっている事業でございますして、主に、やはり委員おっしゃられましたように、TSMCの進出の波及効果を県内全域に広めていくというのを目的にやっている事業でございますが、主にどういうことをやってきたかというのは、例えば、これまでは、台湾のバイヤーを招いた県内企業を対象とした商談会を実施したりとか、現地のテストマーケティングをやったりとか、あとは台湾の大学生のインターンシップをやったりとか、これは商工団体がやっている取組でございますけれども、こういう団体の必要性も県としても有用性を認めて、これに対しての補助を行っているところでございます。

今回の補正につきましては、これまで2か年間やってきた取組で様々な課題等も出てきておりますので、その課題をさらに改善して、よりよき事業にしていくために、事業をやっていくものに対して補助をしたいというふうに考えているところでございます。

○吉永和世委員 それはもっと積極的に取り組んでいただいて、成果をしっかり出していただくということが一番大事なかなと思うので、頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○大村商工政策課長 おっしゃられるように、成果は大事だと思っておりますので、そこは、商工団体とも実績等を確認しながら、

意見交換をしながら、よりよき制度になるように県からも助言をしていきたいというふうに考えてございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○立山大二郎委員 では、32ページで商業総務費の商業指導費「くまもと産業復興エキスポ」の開催経費、所要見込額の減ということで、出展料収入の増によるもので、大変すばらしい成果によるものだと思います。

実際、先日無事開催されて、ビジネスマッチングの機会としても大変すばらしいものがあると思うんですが、一方で、結構、県内市町村とかの出展ブースが少ないなと思うところがすごく残念で、本来であれば、いろんな企業であるとか、それこそ台湾側とかでもマッチする非常にいい機会なんですけれども、やっぱり意欲のある市町村と差が出てきているところは否めないんですが、何ていうか、もうちょっと県のほうからも各市町村に対しての働きかけであったり、また、もう一方で、これだけ収入が増えるということは、次年度分の予約とかも、どんどんどんどんもう既に開催中に埋まっていっているような状況だと思うんですけれども、市町村がブースを出すのも、なかなか、出展料のところもあってハードルかもしれませんので、ある程度、県のほうで、いろんな市町村が合同ブースを出せるようなところの提供とか、そういった面でもお考えいただければと思うんですが、その見解を伺いたいと思います。

○大村商工政策課長 商工政策課でございます。

エキスポの開催につきましては、委員から御指摘のあった市町村ブースの出展につきましては、主に、そのエキスポの性質上、やはりその民間企業を主体的にこちらのほうは募集をかけたというところもありまして、会場

の制約とかもありまして、どうしても市町村からの出展が少なくなってしまったというところはございます。

中には、合同で出した、例えば、人吉、球磨などは、観光地域づくり協議会が合同で出展ブースを出したりとかをしておりましたので、主に、くまもと産業復興エキスポというのは、復興とついていきますように、どちらかということ、災害からの復興、7月豪雨からの復興もございましたので、県南を中心に、こちらのほうもちょっとお声がけをさせてもらったというところはございます。

また、来年からの取組でございますけれども、エキスポの性質上、通常であれば、こういうのは民間のイベントが主催してやるのが一般的でございますので、来年の在り方については、継続してほしいという声が多くあるというのも承知しているところでありますけれども、民間の開催とかも含めて、ちょっと今後検討していきたいというふうに現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○立山大二郎委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○西山宗孝委員長 今の件で、私のほうから一言。

今、えらい盛り上がったという話は聞いておりますし、広げていく、復興ということの冠がありましたけれども、これから先は、それ以上のことになっていくと思うんですが、各自治体にもやっぱり啓発して、地域の企業の方々も、出れば非常に何かよかったという話も聞きますので、そういった面でもよろしく願いしておきたいと思います。

○大村商工政策課長 今いただいた意見も踏まえて、来年度の在り方は、今からちょっと検討していくところはございますけれども、

経済環境常任委員会委員長

しっかりそういうのも——民間がするにしても、今みたいな意見をつなぎながら検討を重ねていきたいというふうに考えてございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第12号及び第16号から第18号までについて、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、本定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。何かありますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に配付しております。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する